

平成31年3月20日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成31年3月20日(水) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時45分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
委 員	白 石 祐 一
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	石 岡 克 己
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第16号 区立学校における働き方改革推進プランの決定について
- 第2 議案第17号 特別支援教育推進計画の策定について
- 第3 議案第18号 平成32年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書採択の方針について

第4 議案第19号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 教育委員会だよりの発行について(資料2)

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は、阿部委員にお願いします。本日の日程についてご報告申し上げます。告示日において議決事項は、議案第16号、17号、18号の3件としていましたが、急施を要する事案が発生しましたので墨田区教育委員会会議規則第2条の規定により、議案第19号を日程に追加して審議することとします。

議決事項第1・・・資料P1～23

議案第16号「区立学校における働き方改革推進プランの決定について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。もし字句の修正等であれば、また後でいただきますので、今回は内容的なもので何か質問があればお願いします。

坂根委員 資料P4に「墨田区においても、教員一人一人」から「図って」という部分がありますが、資料P22にある東京都教育委員会の抜粋の1と全く同じです。東京都教育委員会が策定したことを示している部分はそのままでよいですが、「墨田区においても」というと、「教員一人一人」から「図って」の部分が全く同じなのは、剽窃やコピーに近いと思います。例えば、「東京都教育委員会の改革推進プランに沿って」といった表現をした方がよいと思います。

庶務課長 表現を改めさせていただきます。

坂根委員 そして、東京都の方は、漢字で「一人一人」となっています。墨田区の方は、例えば資料P7の1行目では「目標の達成に向けて、教員一人ひとり」となっています。ですので、今申し上げた資料P4は、東京都のそれをそのまま引用したのかと思ったの

です。

庶務課長 統一させていただきます。

坂根委員 それから資料P 8の1 - 5の「ライフ・ワーク・バランス」とありますが、内閣府が19年に出した「仕事と生活の調和」では「ワーク・ライフ・バランス」で、東京都では「ライフ・ワーク・バランス」としてありますが、ここでは「ライフ・ワーク・バランス」を使うのですね。なぜそれを使ったのか理由がわかりません。

庶務課長 今回の趣旨からいうと、東京都に準じた形で、「ライフ・ワーク・バランス」としております。

坂根委員 「ワーク・ライフ・バランス」は、一般にかなり定着していますが、東京都に準じる必要があるか私は疑問に思います。言葉は、人々になじみが薄いものは消えていきますので、私の意見ですが「ライフ・ワーク・バランス」は消えていくのではと考えております。ですので、その使い方を疑問に思いました。

庶務課長 東京都においては、「ライフ・ワーク・バランス」と統一しているという話です。区の呼び方については、「ワーク・ライフ・バランス」となっていますので、今回は「ライフ・ワーク・バランス」ではなくて、「ワーク・ライフ・バランス」にしたいと思います。

坂根委員 資料P 10の給食献立ソフトのリプレースとありますが、あえて「リプレース」という言葉を使う必要があるのでしょうか。「入れ替え」でよいのではと思います。それから、資料P 7の1 - 2、長時間労働の意識改革で「個々の教員が時間を意識した」とあります。これは、「時間」ではなく「在校時間」と入れた方がより適切だと思えます。特別支援とも関連させて申し上げますが、資料P 18の保護者・地域社会への理解促進というところで、「教員の働き方改革の取組に対する保護者及び地域住民等への理解・協力の促進を図る。」とあり、これはもちろん当然のことです。文言として何も問題ないですが、周知・説明を行うだけで済むものではありません。学校や教育委員会からの周知だけではなく、保護者や地域の方からも意見を聞いて、そこで話し合っけていくというのが、本来のやり方ではないかと考えます。

庶務課長 一緒になって、協働して考えていくという趣旨です。今回はプランという形で策定させていただきましたが、具体的な取組については、今のご意見を踏まえて考えていきたいと思えます。

阿部委員 当面の目標となっていますが、時間軸でいうとどのあたりを想定しているの

ですか。

庶務課長 まず来年度については60時間を達成するというところを主眼に入れるという一つの目標はありますが、墨田区において在校時間が具体的にどのぐらいかということがまだ把握できていない状況です。来年度には、出退勤システムを導入して、まずは実態を把握することが必要だと思っています。そのうえで、60時間というのが実現可能なものなのか、どうすれば達成できるのかを確かめながら取り組んでいくことを当面の目標としています。いずれにしても、最終的には45時間としていますので、それに向けて推進していきたいと思います。

阿部委員 スケジュールとして、図には平成35年までとなっていますが、この5年間というのは東京都から期間設定がされているのですか。

庶務課長 このプランは、東京都における推進プランの実施計画としておりますので、5年と定めさせていただきました。

阿部委員 そうすると、5年経った時点でどのぐらい達成するかまでは具体的にまだ見えていないのですか。

次長 教員の働き方はデータとしてとっていないのが実態なので、東京都の調査がそのままほぼ墨田区の状態だろうという想定のもとにこのプランをつくっています。特に中学校では部活動があり、かなりの長時間労働及び在校時間になっていると想定されるので、最初の目標の在校時間週60時間をクリアするのも大変であろうと思っています。ただ、最終的には何とかしていかないとはいけません。週当たり在校時間60時間というのは、超過勤務に換算すると月80時間ぐらいと想定されますが、厚生労働省では80時間という長時間労働は疾患になりやすい目安の一つになっています。労働基準法でも80時間が目安になっていますから、まずはこれを何とかしなくてはならないと思っています。ただ5年間のうちにそれができるかという非常に難しいと考えています。東京都も昨年プランをつくって1年間かけてやっていますが、多少減ってきているものの、在校時間60時間を超える人は5割ぐらいいるという話ですので、なかなか大変だと認識しております。

阿部委員 年度によって具体的にどんなことをするか、どんな目標を立てるかは、委員の方々が立てるのですか。

次長 これも先ほど庶務課長が申し上げたとおり、業務や事業の方向性を捉えて書いておりますので、今後ブレークダウンして落とし込んで具体的に書いていかななくてはなら

ないものもあります。制度を変えなくてはいけないものもあります。例えば資料P12にある時間外における学校の対応の見直しというのは、留守番電話等で、一定時間より後は学校が直接電話を受けなくて済む方法はないだろうかということを検討しています。ただ、現実問題どうやっていくのか、緊急連絡等もあるので、その辺を具体的に考えていかななくてはけません。一つひとつ具体策を分解して取り組む必要のあるケースは幾つかあります。

坂根委員 基本目標や第1次の目標ではなく、当面の目標という言い方は、非常に漠然として、終わりもないように思います。当面はこれをやっていますという言い訳めいた表現に思えます。

庶務課長 東京都におきましても、当面の目標となっておりますので、それに準じてこちらもそのように定めています。できないものを掲げて仕方がないので、まずできることから取り組んでいきたいと考えています。

坂根委員 必ずしも東京都と同じにしなければいけないことではないと思います。

教育長 教員はあくまでも東京都の職員なので、東京都の勤務時間条例等の拘束を受けます。だから区の条例ではなく都の条例に従わなくてはなりません。そして、東京都教育委員会もどのような表記をしたらよいか検討している最中です。区としても決めていかななくてはいけないのですが、東京都の勤務時間条例の縛りも受けるため東京都に従わざるを得ない部分があります。そうすると、曖昧な部分について区で独自に決めようと東京都との整合性がとれなくなるので、東京都と同じような文言にしています。それから時間についても、さきほどの次長の話のとおりなかなか難しい話です。働き方改革として、時間だけの問題ではなく教員のライフスタイルも含めて全部変えていかないとなかなか難しい。ただそれは急に変えることはできないので、今のところ東京都は苦肉の策として当面という言葉を使っています。それから、勤務時間条例に基づいて今度は服務についても出てくるので、なるべく同じ言葉にしておいた方が、手戻りがなくて済むということで、この言葉を使わせていただいているということです。だから坂根委員が言われたように、例えば「一人一人」の問題も東京都はその言葉遣いなので、東京都のものをそのまま使うときはやはり「一人一人」にしないといけないと思いますし、区で決めたものは「一人ひとり」となると思います。どちらかに統一はできずそういう整理の仕方になるのではないかと考えています。

浅松委員 資料P6のプランの基本的な考えの4の取組の方向性について、全体的には

よいと思います。しかし、やはり方向性はすごく大事なことだと思うので、3行目の「限られた時間内で最大限の効果を上げる」というところは、教員の指導効果を上げるのか、それとも親の対応全部含めた教育効果のことなのかをはっきりしておいた方がよいと思います。それで今後、在校時間を追っていくわけですが、隠れ勤務状態というものもあると思います。つまり、例えばいじめを発見し速やかに解決していくためには、じっくりと児童・生徒と向き合う時間、本人や保護者と向き合う時間が必要ですが、これは短時間ではできないと思うので、学校で父親が帰ってくる時間まで待っていたら、10時、11時になってしまいます。家庭に持ち帰って家との連絡をとったり、家庭訪問をしたりしていくという隠れた勤務実態があります。それで、もし委員会でアンケートをとる場合でも、勤務時間外で勤務には認められないかもしれないが、それをやらないと次につながっていかないものが多々あるわけで、そこは悩ましいと思います。そこも含めて、今後考えていかれるとよいと思います。

庶務課長 隠れた勤務実態がどういうものなのか把握しながら、進めていきたいと思います。

白石委員 出退勤システムの導入について、資料を見る限りでは来年度は体制を構築するというので、これは導入の準備をしていくということだと思います。そこで、教員の勤務実態がまだ全て把握できていないとのことですが、その勤務実態を把握するのは、32年度から行うということですか。それとも31年度、まだ構築はしていないが、学校側から各先生方の勤務時間を提出してもらおうといった形でしょうか。

庶務課長 それについては、今おっしゃるように実態を紙ベースで調査するというやり方もあると思うので、どのような形がよいか今後検討していきたいと思います。

教育長 浅松委員が言われたように、子どもの指導で、例えば保護されたといったときには、やはり残っていないてはならないですが、今も仕事がたくさんある中で、もっと圧縮して空間をつくらないと、取り組めなくなってしまいます。その空間をつくるにはどうするかということで、部活の指導員や事務の補助等、いろんな考えが出てきています。お金があれば、アメリカのように例えば教員は事務をせずに、事務の専門でやるという話もあります。ただ、そこまでいくと給与体系の見直しも出てきます。アメリカと日本の給与水準は違います。

坂根委員 アメリカでは夏休みは教員に給与が出ませんね。

教育長 そうですね。だから、給与の話になってくるとアメリカと全く同じように事務

を補助者にやらせるというのは難しいので、慣行として学校でもやっていることを見直していかなくてはならない場合もあると思います。ただ、そういう小さいものを削っていても、時間数にすれば大したものにならない可能性もあります。ですので、その辺も検討委員会の中で実務的に効果のあるものを検討して少しずつ減らしていくしかない部分もあります。今後は文部科学省のQ & Aも出てきますし、事務の共同化も絡めて考えていかないと実効性ありませんので、そういった形でやっていきたいと思います。

阿部委員 この前いただいた研究報告会という資料の中に、学校における働き方改革の実現に向けた学校長の役割というテーマで、どのクラスの先生が一番大変な状況がよく分析されている方がいましたが、そういう方がメンバーに入るのはどうでしょうか。あるいは、合理化を図る際に同業の方がすると細かな話になってしまう恐れがあるので、会社の経営者のように、発想と切り口を変えた方に入ってもらった方がよいのではと思います。その辺も考えていただけたらと思います。

次長 まずは事務局と教育委員会で、一定程度整理できるものはしていかないと、実務で勤務時間が減っていかないと。ですから、このプランをやっていく中で、社会的な情勢や実態に応じて内容を見直していくということになっています。そのときに、例えばそういう学識の知見等を入れられるような要素があれば、そういうことも考えていきたいと思っております。まずは、考えられることはやって減らしていき、どうしても発想の違うようなことをやらなくてはいけないということになれば、学校の組織の動かし方の問題等もあるので、現場を見ながら、違う知見も順次入れていくような考え方でよいのではと思います。

阿部委員 例えば、個々の仕事から少しずつ細切れに時間を圧縮して、30分あるいは1時間できたとしても、通常は違う仕事がそこに割り込んできてしまいます。そうすると、結局余った時間ができません。ですから、あらかじめ何時間は研修、何時間は授業、あるいは子どもと接する時間を取るので残りの時間をこう使う、というようにしないと時間はできてこないと思います。

次長 それは重要だと思います。ですから、まずは時間を意識した仕事をして自分の仕事をうまく管理するとともに、教育委員会等から依頼する仕事も効率化して、まずはやらせていただきたいと思っています。意識改革と仕事のやり方を変えること両方やってみて、そして出退勤システムで在校時間の把握をしていくうちに変化が見えると思います。ですので、その変化とともに分析をして、また新たなものが必要であれば導入し

ていく、そういうことを繰り返していかないと、恐らくドラスティックには減っていかないだろうと思います。その繰り返しのためのまずは取っ掛かりということで捉えているところです。

教育長 私が東京都にいた時にもこういう調査をしており、数年に1回は必ずアンケートを取る等いろいろしていました。ですが、阿部委員が言われるように結局ちまちまとしたことになってしまって、抜本的な対応はできていません。今回はいろんな後押しがあるので、この機会に次長が言った方針でまずはやらせていただきたいと思います。ただ、地域の方たちとの関係も出てきます。例えば、サッカーの強い学校で、教員の勤務が大変だから週に1回しか練習をやらなくなって弱体化すると、地域の期待もあるのでなかなか難しいところもあります。ですので、それを理解し、例えば部活指導員を活用したりして地域の期待に応えていく必要もあります。それから、新たに入ってくる子どもたちがどの中学校に行きたいかといったことも含めて考えていかないとなかなか難しいです。見直してスクラップした方が良い仕事もあるかもしれないので、そういうことも含めて検討していきます。それから、阿部委員から話のあったマネジメントがすごく重要なので、場合によっては学識のある人たちを呼んで意見を聞くことも必要だと思います。ただ、呼んでも枝分かれになって結局まとまらない、もしくは学校の状態がわからない状況で現実的ではない提言をしてくる場合もあります。一方、学校の状況を知ってマネジメントをすると、結局阿部委員の言う良さが出ないこともあります。ですので、時間はかかりますが、できれば校長や副校長、それから教員にマネジメントの知識を与え、そこで考えてもらう方がよいとも思います。やり方については、検討委員会の中で検討していきます。

庶務課長 先日の検討委員会の中で、出退勤システムの試行をしている学校長から報告を受けましたが、やはり時間に対する意識がすごく変わってきたという良い結果が出ています。

浅松委員 働き方改革は学校の在校時間の話だけではありません。学校には新採からベテランまでいろんな教員がいて、そのときに舵を取り采配を振るのは、やはり管理職やミドルリーダーです。それらの人たちがきちんと育ていけば、時間的な意味でも無駄なことをせずに済むこともあると思います。単に任せ切りの状態だと、好きで残っているのだろうといったことにもなってしまいます。出退勤システムのおかげで時間を意識するようになったということは校長会でも話題にして、教員に対してアピールしていく

ことが大事だと思います。

教育長 では、いろいろご意見いただいたことも視野に入れ、修正できるところは修正させていただきます。具体的な進行状況については事務局から説明させていただいて、さらにご意見をいただきたいと思います。それでは、議案第16号は原案をもとに意見を踏まえて決定することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、そのように決定することにします。

議決事項第2・・・資料P24～45

議案第17号「特別支援教育推進計画の策定について」を上程し、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 これは今日で決定ですか。

次長 ご審議いただき、修正すべきところはするということでご決定いただきたいと思います。事務局としては、完成版ということでお示ししています。

教育長 それでは、内容面で何かありますか。

浅松委員 資料P36の1-1個別の課題に応じた計画的な指導を行うというところで、個別指導計画の策定率100%は当然のこととして前から言われているので、31年度の目標としては引き継ぎを正確にやるということですね。それから、1-2の校内委員会の強化とありますが、これも校内委員会としては特別支援のコーディネーターも含めて、既に各校とも立ち上げていますね。

学務課長 はい、設置しています。

浅松委員 それが墨田区の場合、なかなか機能していなかったということですか。

学務課長 うまくっていないということではなく、引き続きカウンセラーやソーシャルワーカーなども場合によっては入れながら、強化していくということです。

指導室長 1-1の計画的な指導については、これまでも小学校段階、中学校段階と必要に応じて個別指導計画を作成し、指導を行っておりました。また、公立から公立の場合は小学校から中学校への引き継ぎも、資料としては100%行っている状態です。来年度からは、特に対象児童・生徒数が多い校内通級による特別支援教室を利用するの発達障害の支援という点では、小学校がこれまで行ってきたのと同様の体制が中学校でも

組まれていくということもあります。ですので、そういう点で、在籍学級における支援や校内通級における支援もしっかりと引き継ぎをしていくこととしています。それから校内委員会の強化ですが、これまでは、スクールカウンセラーが入るように、コーディネーターを中心にするように、といった規定がされて校内委員会が設置されておりました。しかし各校の状況を聞いてみると、それが十分かつ確実に開催され検討されているのか、あるいは、いざ通級が始まったあとの経過について、まだまだ校内委員会の意識が向いておりませんでした。あくまで通常学級で課題のある子どもについて、特別支援につなげていくための委員会というレベルになっているので、その重点を変えていく必要があるだろうということです。

浅松委員 そうであれば、全校実施というのは誤解を招くので、機能活性化といったようにした方がよいのではないかと思います。

指導室長 本来、個別の計画にも指導目標がきちんと定められているので、目標に対してどの程度行われているか、そういうことも検討していかなければいけないと思いますが、文章の表現については調整します。

浅松委員 それから、校内委員会のリーダーは管理職という認識でよいですか。カウンセラーはともかく、特別支援教育コーディネーターが校内の教員から選ばれて、それが養護教諭であったりするかもしれないですが、それについては捉えていますか。

指導室長 委員会には管理職が参加しておりますので、長という意味でのリーダーは管理職になると考えて、校長か副校長かは、学校によって工夫されています。調整をするためのミドルリーダーは、やはりコーディネーターであるべきだと考えています。また、巡回指導の教員が全校に回っていますが、校内委員会の日程をできるだけ巡回指導の教員が参加できる日程に組んでいるということもあります。

坂根委員 資料P30に就学相談件数とあり、就学時または入学後という書き方をしていますが、就学相談はどの時点で行われているのですか。それから、資料P32の(13)で保護者向けリーフレットを作成し、教職員、保護者、地域などに配付しているとありますが、保護者にいつ配付しているのですか。

学務課長 就学相談の時期ですが、小学校については入学する前年の4月から相談の受け付けを始めています。中学校についても同じように前年である小学校6年生の4月から始めます。既に小・中学校に在籍している子どもで、今いる環境と違うスキームが必要な場合、例えば通常学級から知的固定学級に移りたいといったような、通常学級、固

定学級、支援学校間の移動を希望される転学相談は随時来られます。

坂根委員 資料P30には、就園相談は就園時又は入園後にと書いてありますが、例えば、幼稚園・保育園に行かない子どももいる可能性がありますね。そういう場合はどの時点で相談をしているのか、知ることができません。リーフレットを配付するのは、どの時期にどのように配付しているのですか。

学務課長 保育園と幼稚園にはリーフレットや説明会の通知を送っております。それから、にじの子とみつばち園という2つの療育機関にも同じように説明会の案内と特別支援教育についてのリーフレットをお配りしています。どこにも通っていない方については、区報に掲載しているのと、就学時健診のときに、学校からこういう制度がありますが相談されていますかとお声かけしているという例も聞いております。

坂根委員 私は、就学時健診のときに、一番よくわかるのではないかと思います。保護者としていろいろ不安や悩みがあると思いますが、そのときに、どのようにリーフレットや案内を出すのか。区報で出すといっても区報を読む方はどのぐらいいるか、チラシが張ってあるのをどのぐらいの方が見るか、やはり就学時健診が一番で、そして非常に微妙な問題ですから、ただありますとか相談に来てくださいと言っても、保護者の方の考え方によっては来なくなってしまうこともあると思います。そうするとその後が問題になってくるので、どういう渡し方をするか、どのように接していくかをいろいろ考える必要があると思います。

次長 小学校入学の前に就学時前教育があるので、保育園や幼稚園の集団教育・保育を受けている場合については、就学相談につなげていくことは、割合しやすいと思っています。逆に、集団教育・保育をしておらずにご家庭から直に小学校に入るケースが、多分大変かと思っています。そういう場合にどうするかは、いろんな周知方法を使うとか、保健所の3歳時健診等を契機にやるとか、学校の就学前健診を契機に周知をしていく等、いろんな場面でやっていきたいと考えています。事前に就学相談も何も受けられないようなケースがないように、いろんなところで機会を捉えていきたいと思っています。

坂根委員 それはわかりました。ただ、そういう機会があっても、保護者の考え方は違いますので、どのようにきめ細かに接して情報を提供していくかです。そこで、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家が必要なのではないかと思います。

次長 そういう就学前教育の場合は、事務局に臨床心理士がいて、集団保育をしている中で観察した方がよいかもしれない方については、当然保護者の承諾をもらいつつ、観

察に行くケースはあります。そういうところで発見はできるかと思っています。

坂根委員 ただ、発見できることと、保護者がそれをどう理解するかは別です。

指導室長 坂根委員のご指摘のとおり、就学時健診については、学区内の当該校で対応予定の子どもは全て受け入れ、短時間ではありますが面接も行い、障害の発見と、既に障害を認知されている保護者の方との相談ができる機会になっていると思います。ただ、学校側から相談受けてくださいという形にしたときに、保護者の方の心理的な抵抗があり、逆に支援につながっていかないという事例も考えられます。ですので、やはり専門家のスクールカウンセラーの勤務日で就学時健診を行うことや、あるいは勤務日を振りかえて行う等、学校としてはできるだけさまざまな立場且つ専門的な視点で、障害についての話もできるような体制を整えていると思います。当然管理職も、ただ一方的に就学時健診や就学相談の通知を手渡すのではなく、まずはお子さんについての不安なことを十分聞き取った上で、方向性の一つとして紹介するようにしていきます。

教育長 それでも、保護者がそういう相談に乗って来ない、あるいは拒否したらどうするのか、そのときはどういう対応をしていますか。普通学級に入った場合には、どのような対応をしているのですか。

指導室長 基本的には、子どもに対して慎重に見守りをして、大きな障害が起きないように支援をしていくことが前提になります。学校指導支援員が配置されておりますので、支援員を子どもが入った当該学級に重点的に置く、あるいはスクールカウンセラーが行動観察をしていく、そのような状況を踏まえながら、保護者の方に学校での状況をお伝えし、やはり子どもの困難を解決するためには、支援が必要だということをご理解いただくよう進めていきます。

教育長 ただ、理解しない人はずっとそのままになってしまい、普通学級のまま卒業するという話になりますね。

指導室長 就学の判断は、最終的には保護者の意思になっておりますので、その可能性はあります。

坂根委員 就学時健診のときに、各学校なりにそれぞれやっているとは思いますが。保護者の心理としては不安もありますので、そのときに行かなくても、カウンセラーがいて、相談にいつでも来てもよいという体制があればと思います。

教育長 保護者の方の状況等を考えつつ、機械的に渡すだけではなく、示唆はしているのですね。

指導室長 そのようにしています。

教育長 教員も実際に見ているわけですので、どういう教育を受けたら一番よいかという事は絶えず話をしますが、実際問題は、ご両親が同意しないといけないということもあります。学校の教員はその都度話をしていると思いますし、現実はそのようにしているのですね。

指導室長 はい。スクールカウンセラーの勤務日は限られておりますが、事前にご相談いただいで対応することもしております。就学時健診の面接で不安がありもう少しお話しする必要があるような場合は、再度面談の日程を設定したり、あるいは、そのときにスクールカウンセラーを配置したりという対応も可能です。

坂根委員 その辺を、きめ細かく対応してほしいと思います。

教育長 事務局で再度見直して点検しますので、内容と方向性については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、原案どおり定めることにします。

議決事項第3・・・資料P46～49

議案第18号「平成32年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書採択の方針について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第18号は原案どおり、原案どおり定めることにしたいと思います。ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、原案どおり定めることにします。

議決事項第4・・・資料P50～53

議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はありますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第19号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料P54～57

「教育課題の進捗状況について」、庶務課長、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

庶務課長 (学校校舎等の改築・改修事業について説明)

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

指導室長 (新学習指導要領への対応について説明)

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

すみだ教育研究所長 (学力向上新3か年計画の実施について及び幼保小中一貫教育推進計画の推進について説明)

教育長 では、学力向上新3か年計画の実施について、何かご質疑はありますか。

(質疑なし)

教育長 では、幼保小中一貫教育推進計画の推進について、何かご質疑はありますか。

浅松委員 英語活動の共同授業はどんな感じでしたか。初めての試みですか。

すみだ教育研究所長 TTで行うのは割と少ないですが、初めてではありません。具体的な内容につきましては、こちらではまだ把握はしていないので、次回に報告します。

浅松委員 機会があれば、見に行きたいと思います。

すみだ教育研究所長 ありがとうございます。

報告事項第2・・・資料P58～66

「教育委員会だよりの発行について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

坂根委員 全部ルビつきでとてもわかりやすいと思います。ただ1点、昨年度だったと思いますが、急にこの委員会だよりが発行されたように思って、教育委員はなぜ挨拶に来ないのかと誤解した方たちが少なからずいました。卒業式と同じように教育委員会から挨拶に来るべきところを、方針が変わったのではないかというご意見を伺いましたので、今年はそういう誤解がないようにお願いします。

庶務課長 承知しました。